

# 坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務 業務仕様書

## 1. 業務名

坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務

## 2. 業務の目的

坂井市海浜自然公園（以下、「海浜自然公園」という。）は、「越前加賀海岸国定公園」の第2種特別地域内に立地する広大な自然公園である。自然学習センターやバーベキュー場、芝生広場等で構成されており、野外レクリエーション活動を行うことができる公園として、年間20,000人以上が利用する市内有数の施設となっている。一方で、広大な敷地すべての管理が困難であることから、施設の大部分が低未利用地となっており、施設の持つ潜在的な価値を十分に発揮できない状況となっている。また、竣工から30年以上が経過していることから、全体的な老朽化が顕著となっている。坂井市では、令和3年度において「坂井市海浜自然公園再整備基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定しており、海浜自然公園の再整備に向けたメインコンセプト等を示している。

本業務は、基本構想に基づく民間活力を活用した整備に向けて、導入機能、ゾーニング、概算事業費等を取りまとめた基本計画を策定するとともに、設計・建設から維持管理・運営までを効率的に推進できるよう最適な官民連携による事業手法等を検討することを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

## 4. 履行場所

坂井市 三国町安島 地係

## 5. 業務内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。なお、業務遂行にあたっては、基本構想の内容を十分理解し、反映すること。

### （1）業務計画書の作成

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、坂井市に提出し、承認を得ること。なお、業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ・ 業務概要
- ・ 実施方針
- ・ 業務スケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ 協議計画

- ・ 成果品の内容
- ・ 使用する基準
- ・ 連絡体制
- ・ 照査計画
- ・ その他必要となる事項

## (2) 基本計画の策定

### ① 現況把握及び前提条件の整理

海浜自然公園や周辺環境の現状を調査・分析し、法規制や地形、土地利用等を把握する。また、基本構想や関連する上位計画等を調査し、基本計画や事業スキーム等の検討にあたって必要となる前提条件を整理する。

### ② 基本方針、導入機能、動線計画、ゾーニングの検討

前提条件を踏まえて、海浜自然公園の再整備に関する基本的な方針や必要となる具体的な導入機能、施設イメージ、動線計画を設定するとともに、既存施設の再配置を含めた全体的なゾーニングを検討する。

### ③ 施設運営方針の検討

導入機能や施設における運営の考え方を整理し、施設の運用方法や適正な規模等を検討する。

### ④ 基本計画図の作成（概略設計）

導入機能や施設について、海浜自然公園全体の空間構成や施設配置、整備水準等を整理するとともに、整備する施設に必要な諸室及び規模について検討を行い、施設計画条件等を踏まえた計画イメージを把握するための基本計画図や概略モデルプランを作成する。

### ⑤ 概算事業費の算出

本事業の実施にあたって必要となる設計費や建設費、維持管理費、運営費等の概算事業費を算出する。

### ⑥ イメージパースの作成

再整備の計画イメージが想像できるイメージパースを作成する。（3種類程度）

### ⑦ 事業スケジュールの検討

整備から供用開始までの事業スケジュールを検討する。

### ⑧ 課題等の整理

事業を進めていく過程で想定される課題や実施すべき別途調査等を整理するとともに、解決方法について検討する。

### ⑨ その他必要と考えられる内容

①～⑧の他に必要と考えられる内容について検討する。

### ⑩ 基本計画のとりまとめ

①～⑨の内容について、成果品としてとりまとめる。

### (3) 民間活力導入可能性調査

#### ① 事業スキームの検討

海浜自然公園の特性を踏まえて、官民連携手法として実施する場合の事業スキームについて、次の内容を検討する。

- ・事業方式の検討
- ・業務範囲の検討
- ・事業期間の検討
- ・類似事例の整理・分析

#### ② リスク分担の検討

持続可能な施設運営に向けた適正なリスク分担を検討する。

#### ③ VFMの算定

本事業の実施に当たって必要となる概算事業費をもとに、次の算定を行う。

- ・従来手法の事業費（P S C）の算定
- ・官民連携事業のL C Cの算定
- ・V F Mの算定

#### ④ 民間事業者へのサウンディング調査

民間事業者からのヒアリング等を実施し、事業スキームの実現可能性や、費用対効果、事業化に向けたアイデア及び検討課題等に関する意見や提案を把握し、整理する。

##### 【想定される調査内容】

- ・事業スキームに関する要望、意見
- ・業務範囲に関する要望、意見
- ・事業期間に関する要望、意見
- ・リスク分担に関する要望、意見
- ・コスト削減に関する意見
- ・サービス水準の維持・向上に関する意見
- ・提供できる民間資金やノウハウ
- ・事業への参加意向及び参加条件に関する意見
- ・その他

#### ⑤ 総合評価

①～④の調査結果を踏まえ、本事業への官民連携手法の導入可能性について、総合的に評価する。

#### ⑥ 課題等の検討

事業を進めていく過程で想定される課題等を整理するとともに、解決方法について検討する。

#### ⑦ その他必要と考えられる内容

①～⑥の他に必要と考えられる内容について検討する。

#### ⑧ 調査結果のとりまとめ

①～⑦の調査結果について、成果品としてとりまとめる。

(4) 関係機関との協議支援

本業務を検討する過程において必要となる官公庁等関係機関との協議に必要となる資料の作成支援を行う。

(5) 協議記録の作成

坂井市との協議や民間事業者とのヒアリング等において協議記録を作成する。

## 6. 成果品

成果品は次のとおりとする。成果品は担当職員の内容確認及び承諾を得るとともに、提出方法について協議すること。

(1) 基本計画書	2部
(2) 基本計画書(概要版)	10部
(3) 民間活力導入可能性調査報告書	2部
(4) 民間活力導入可能性調査報告書(概要版)	10部
(5) 協議記録	2部
(6) (1)～(5)を格納した電子データ(DVD-R等)	1部

## 7. 留意事項

- (1) 受託者は、契約期間中において、管理技術者及び照査技術者を選任し、坂井市に報告すること。なお、監理技術者と照査技術者は兼任することができない。
- (2) 受託者は、本業務の全部を他に再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、坂井市に内容を報告し承認を得ること。
- (3) 受託者は、契約期間中に知り得た情報について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。
- (4) 本業務に係る制作物の著作権等の全ての権利は坂井市に帰属する。
- (5) 本業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分に留意すること。万が一紛争等が発生した場合は、受託者において解決若しくは責任を負うこと。なお、本項については業務の終了後についても適用される。
- (6) 本業務の終了後、成果品について、受託者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受託者の負担により対応すること。
- (7) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、坂井市と受託者の協議により決定するものとする。